



質問1

開業して間もないのですが、今まで勤務医だったので税のことはよく分かりません。知り合いの人から、青色申告をしたらどうかと言われたのですが、青色申告とはどのようなものなのでしょうか。

回答

青色申告とは、所定の帳簿を備え付け、所得を正しく計算して申告できる人は青色の申告書によって申告できることとした制度で、種々の特典が付与されています。

所得税は、給与所得者のように所得税を源泉徴収されるだけで納税が済む以外は、申告納税制度といって1年間の所得と税額とを自分で計算して申告し、納税することになっています。

事業所得者などは、毎日毎日の取引を記録しておきませんと1年間の所得を正確に計算することはできませんので、正しい申告もできなくなってしまうことになります。

そこで、1年間の所得を正確に計算することができる一定の帳簿を備え付け、その帳簿に基づいて所得を計算し、正しい申告をする人のために設けられた制度が青色申告制度です。

この制度は、青色申告をする人の申告書は一般の申告書と区別して青色の申告書を使うこととするとともに、所得金額や税額の計算等に際しては種々の特典が利用できるというものです。

申告納税制度の下においては、自分の所得は自分で計算し正しい申告をするのは当然のことですし、このため昭和60年からは、一定要件に該当する人には記帳義務および記録保存義務が課せられています。

このようなことから、記帳せざるを得ないのであれば特典のある青色申告を利用したほうが有利ですので、ぜひ青色申告をされることをおすすめします。

日本医師・従業員 国民年金基金

のご案内

◆ 終身年金が基本 ◆
長生きリスクに備える年金です

- 掛金は全額社会保険料控除の対象
- 遺族一時金は全額非課税（B型を除く）
- 国民年金加入の医療従事者のための公的な年金

加入条件

- 20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者の方
 - 60歳以上65歳未満の国民年金に任意加入されている方
- ※日本医師会年金（医師年金）に加入されている方でも当基金に加入できます。
※お手伝いをされているご家族・一般従業員の方も加入できます。

設立母体 日本医師会

「豊かな老後」へのプレゼント



60歳以上の方も加入可能です!

60歳以上の国民年金の「任意加入者」で医療に従事している医師および従業員（家族従業員含む）の方が対象となります。掛金の払込は最長65歳まで。新商品の扱いとなりますので、新たに「新規加入」の申し込みが必要となります。（現在、基金に加入中の方であっても継続にはなりません）

お問い合わせは下記の基金事務所へどうぞ

日本医師・従業員国民年金基金

フリーダイヤル ☎ **0120-700650**
FAX **03-5976-2210**

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-6-12 マグノリアビル2F

日本医師従業員 0120-700650

[ホームページ http://www.jmpnfp.or.jp](http://www.jmpnfp.or.jp)